

Title	技術優位性の確保と自由な研究環境の両立に向けた研究ガバナンス体制の構築
Author(s)	明谷, 早映子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 787-790
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	https://hdl.handle.net/10119/20223
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



技術優位性の確保と自由な研究環境の両立に向けた 研究ガバナンス体制の構築

○明谷 早映子（東京大学）
aketani.saeko@mail.u-tokyo.ac.jp

1. はじめに

先端技術をめぐる国際競争と地政学的緊張の高まりにより、大学・研究機関には開放性を原則としつつ、リスクに比例した研究ガバナンスを整備する必要性が高まっている。転機となったのは第一次トランプ政権期であり、米中関係の冷え込みを背景に、2018年の米国立衛生研究所（NIH）による Dear Colleagues 書簡や 2019年の通知が外国関与の適正開示を改めて周知した。その後 2022 年には大統領覚書 NSPM-33 の実施ガイダンスが公表され、研究者・研究機関双方に対して統一様式による開示や教育、内部統制が求められるに至った。こうした流れは米国に限らず、他国でも研究セキュリティ・インテグリティを強化する制度整備が進んでいる。

本発表では、この流れを踏まえ、①外国資金・人材の開示義務、②機微技術・人材の事前審査、③排除条項を備えた共同研究契約、④知財・情報流出防止策、という四つの観点に着目する。これらの領域は、各国が制度や運用のポイントであり、日本における制度設計を検討する上で参考すべき論点である。

2. 諸外国の研究ガバナンスの動向

諸外国では、上記の 4 領域を中心に、研究の自由と安全保障の両立を目指した制度化が進んでいる。

米国では、NSPM-33 の実施ガイダンスに基づき、研究者に対する外国資金・所属・活動の統一様式による開示義務が明確化され、大学等の機関には教育プログラムや内部統制の整備が求められている（①）。英国では、国家保護機関 NPSA が示す Trusted Research Guidance が、研究パートナーのデューデリジェンス、契約条項、輸出管理、データ管理といった実務上の指針を提供しており、さらに国家安全保障投資法（NSI 法）により重要 17 分野への外国関与が事前審査の対象とされた（②③④）。

カナダは、National Security Guidelines for Research Partnerships を策定し、研究分野・パートナー・データや施設アクセスの三要素を一体的に評価するリスクアセスメントを導入した。これにより、助成審査の過程でリスクを特定し、必要に応じて資金配分を制限する仕組みが機能している（①②④）。

オーストラリアでは、University Foreign Interference Taskforce（UFIT）ガイドラインが、ガバナンス、開示、デューデリジェンス、サイバーセキュリティの四本柱を大学の内部統制に統合し、外国干渉と正当な外国影響を区別しながらリスクに比例した管理を求めている（①②④）。

さらに欧州では、欧州大学連盟（LERU）が「研究コミュニケーションの誠実性」を研究公正の一部として位置づけ、研究成果の公開の際、不確実性や利益相反の適切な開示を推奨している（④）。

このように、諸外国は 4 つの調査項目それぞれに対応する制度を整備し、比例性と透明性を基盤にした研究ガバナンスを進展させてている。本発表では、これらの動向を比較検討し、日本の制度設計に資する示唆を得る。

3. 各国の比較

3.1. 研究セキュリティ政策による開示義務の位置づけ

米国、英国、カナダ、オーストラリア、EU はいずれも国際協力を維持しつつ研究セキュリティを強化しているが、アプローチには差異がある。米国は NSPM-33 に基づく統一様式の開示を義務化し、英国は Trusted Research や NSI 法で契約・投資を通じた実質的な統制を行う。カナダは助成審査と一体のリスク評価票を導入し、オーストラリアは UFIT ガイドラインに基づき大学が自主的に制度化している。EU は'Open but not Vulnerable'を掲げ、Horizon Europe で開示を求めつつ加盟国の裁量を残す。

国・地域	基本理念	開示義務の枠組み	特徴
------	------	----------	----

米	研究の自由と国益保護の両立。「研究セキュリティ」に研究インテグリティ違反を含む。	NSPM-33 実施ガイダンスに基づき、統一様式による外国資金・所属・活動の開示を義務化。	拘束力が強く、違反は不正行為や助成取消の対象。
英	Trusted Research に基づき、開放的協力と安全保障の両立。大学の自律性を尊重。	統一様式はなし。Trusted Research (指針)で開示推奨。NSI 法では、重要分野への投資届出を義務化。	推奨ベースだが、投資・契約を通じた実質的統制が強い。
加	'As open as possible, as secure as necessary'。大学・政府・資金機関の協働。	National Security Guidelines for Research Partnerships で Risk Assessment Form 提出を要求。	助成審査に開示が組込まれ、高リスク案件は不承認となり得る。
豪	UFIT ガイドラインに基づき、外国干渉と正当な外国影響を区別。比例性を重視。	UFIT で外国資金・所属の開示を求める。大学が自主的に規程化。	ガイドラインベースだが、各大学で内部制度化が進む。
EU	'Open but not Vulnerable'。オープンサイエンスと外部干渉対策の両立。	Horizon Europe 申請時にパートナー・資金源を開示。EU レベルでは統一義務は限定的。	各加盟国の裁量が大きく、推奨や指針に依拠する部分が多い。

3.2. 機微技術・人材管理における事前審査枠組み

米国・英国・カナダ・オーストラリア・EU における機微技術・人材の事前審査を「対象範囲・審査主体・タイミング・判断基準・結果の扱い」の 5 軸で整理したものである。各国の制度は、米国や英国のように政府主導で明確な分野リストに基づく判断方式から、カナダの助成審査運動型、オーストラリアの大学主導型、EU の加盟国裁量を残す枠組みまで幅広い。日本の制度設計においては、どの段階で誰が判断し、どの程度明確な基準を設定するかが重要な検討事項である。

国・地域	審査対象の範囲	審査判断の主体	審査タイミング	判断基準の明確度	結果の扱い	代表制度・備考
米	研究者の外国関与（タレントプログラム、兼職、資金）、研究内容のデュアルユース、技術移転（ITAR/EAR）	連邦資金配分機関（NIH/NSF 等）+ 輸出管理当局（State/Commerce）／大学 COI・輸出管理部門	研究費申請時の開示審査、契約・実施前の輸出許認可、渡航・データ移転前	中～高（NSPM-33 の統一様式 + ITAR/EAR 等の明確リスト）	助成の制限・取消、輸出許可の要否、条件付き実施	NSPM-33（開示・教育・内部統制）、ITAR/EAR、各機関のタレントプログラム規制等
英	重要 17 分野に関する取引・支配、研究協力に伴う技術・IP の移転、懸念のあるパートナー	政府（BEIS→DBT 等／投資審査ユニット）、大学（RCAT 助言を活用）	取引・取得の事前届出（該当時）、研究開始前の DD、契約時	高（NSI 法の 17 分野明示 + NPSA の運用ガイド）	承認・条件付承認・禁止、契約条件の見直し	NSI 法（2021）、Trusted Research（NPSA/NCSC）、RCAT（政府助言）
加	研究分野 × 相手先 × アクセス（データ・設備）を一体評価／デュアルユース・個人データ・制裁対象等	助成機関（Tri-Agency）+ 安全保障当局と連携／大学が RA フォーム作成	助成申請時（Risk Assessment Form 提出）／必要時に実施前	中（原則 + 評価票；敏感領域や提出）	高リスク案件の不承認・条件付資金、追加緩和策の要求	National Security Guidelines for Research Partnerships (2024)、Risk Assessment Form
豪	外国干渉リスク（人・組織・資金）、デュアルユース（D）	大学（UFIT 体制）を中心とした初期判断／必要に応じ	研究企画時の内部 DD→契約時→実施前（輸出・越境時）	中～高（DSGL の明示 + UFIT の比例原則・	内部条件付許可、政府許認可の取得、契約見直し	UFIT ガイドライン（2019/2021）、Defence Trade Controls Act

国・地域	審査対象の範囲	審査判断の主体	審査タイミング	判断基準の明確度	結果の扱い	代表制度・備考
	SGL)、越境データ・設備アクセス	政府(Defence/DAT/ACSC)		運用基準)		/DSGL、ACSC基準
EU	外部干渉・FDI・デュアルユース、Horizon Europe の協力相手・資金源	EU(委員会) + 加盟国当局／大学(倫理・セキュリティ審査)	研究費申請時の倫理・セキュリティチェック、FDI・輸出時、契約前	中(FDI規則／デュアルユース規則等の枠+各国実装の裁量)	資金・協力の制限/条件付、輸出許認可、FDI審査結果に基づく対応	Horizon Europe セキュリティ審査、EU FDI Screening Reg.、Dual-Use Reg.(2021/821)、「Open but not Vulnerable」方針

3.3 共同研究契約における「排除条項」

各国はいずれも軍事転用・デュアルユース・外国干渉の排除を契約条項で明示し、再移転や再委託にまで適用を拡張しつつ、違反時の解除や監査に言及する点で共通する。他方で、米国や英国のように政府主導で標準条項を運用する国と、オーストラリアのように大学がUFITを基盤に自主規程を整備する国とでは仕組みに差がある。日本にとって、「禁止内容の明確化」「再移転・第三者への波及」「違反時の執行措置」を中心に、標準の契約雛形と助成金審査との連動をどう設計するかが重要な示唆となる。

国・地域	対象とするリスクの範囲	条項	適用範囲	履行確保の仕組み	透明性・公開性	運用の実態
米	軍事転用・デュアルユース、輸出規制(ITAR/EAR)違反、外国政府の不当関与	「軍事利用目的の禁止」「第三国再移転の禁止」「適用法令遵守」等を明示	本契約当事者 + 下請・再委託先まで連鎖	解除条項、監査・記録保持義務、輸出許可取得を停止条件に設定	連邦資金では助成機関への提出・開示要件あり	大学の輸出管理・COI部局が標準条項を運用、助成機関審査と連動
英	重要17分野(NSI法)に関わる取得・関与、制裁・輸出管理、相手先の国家関与	「軍事・治安用途への用途制限」「再移転・再輸出の事前承認」「最終需要者確認」	当事者・関連会社・再委託先まで及ぶ規定が一般的	解除・停止、監査権、重大変更の事前通知／政府届出義務	投資・取得はNSI法で届出、公的資金では契約・資金源の透明性を要求	Trusted Research推奨+Lambert雛形等で標準化、RCAT助言を活用
加	デュアルユース・輸出管理、制裁、個人データの機微性、相手のガバナンス	「軍事転用禁止」「データの越境制限」「セキュリティ管理計画の順守」	当事者・提携先・下請への流用禁止を明記	助成不承認・返還・解除、是正措置要求、アクセシブル監査	助成申請でリスク評価フォーム提出、契約・パートナー情報を共有	助成審査(研究分野×相手×アクセス)と契約条件が一体運用
豪	外国干渉(coercive, clandestine, deceptive, corrupting)、DSGL対象、越境データ	「外国干渉の疑いある利用の排除」「再移転・再委託の大学承認」「用途外利用禁止」	当事者 + サプライチェーン(再委託・訪問者・合弁)まで拡張	解除・停止、定期報告、脅威発生時のエスカレーション手順	大学のガバナンス文書で開示・承認プロセスを規定	UFITに基づき大学が標準条項を内規化、必要に応じ政府機関に相談
EU	デュアルユース規則、FDI審査、制裁・輸出管理、外部干渉・倫理	「デュアルユースの域外移転制限」「成果・データの域外アクセス制	コンソーシアム全体・再委託・第三国パートナー	解除・分担金停止、監査、コンプライアンス計画の提出	Horizon Europeで相手・資金源開示、セキュリティ条項の導入	EU枠組+加盟国実装のハイブリッド。コンソーシアム契約で統一

		限」「倫理・人権条項」	まで波及		入	条項を採用
--	--	-------------	------	--	---	-------

3.4 知財・情報流出防止策の対象・主体・手段

米英はサイバー基準や契約条項を通じて強制力を持たせるのに対し、カナダや豪州は助成審査や大学内規と連動させた柔軟な仕組みを特徴とする。EUは'Open but not Vulnerable'を掲げ、オープンサイエンスと安全保障の調和を理念レベルで示している。すなわち、日本の制度設計にとっては、保護対象の広さ、基準設定のレベル、契約と審査の連動、公開原則との整合性が鍵となる。

国・地域	対象範囲	管理主体	技術的・物理的セキュリティ水準	契約・制度的担保	公開とのバランス	教育・文化的要素
米	研究データ、未公開知財、輸出管理対象技術	連邦政府 (DoD, NIH, NSF 等)、NIST 基準／大学	NIST SP 800 シリーズ、CMMC、ITAR/EAR 準拠、施設アクセス管理	助成契約・共同研究契約に秘密保持・輸出規制条項、違反時は制裁・助成取消	オープンサイエンス推進と輸出管理の両立を強調	研究者向け COI/COI 研修、サイバーセミナー、NSPM-33に基づく教育義務
英	デュアルユース研究、研究成果・IP、サイバーリスク	NCSC, NPSA, 大学の研究サービス部門	NCSC ガイドライン、Cyber Essential Guide、Cyber Essential 規定、施設・サーバーへの物理制御	Trusted Research Guidance で契約条項例を提示、NSI 法に基づく承認	「Trusted Research」で透明性とセキュリティの両立を明示	大学にセキュリティチャンピオン設置、啓発キャンペーン、研究者研修
加	敏感研究分野、データ（個人・医療・バイオ）、大学、政府知財	研究助成機関 (Tri-Agency)、大学、政府安全保障機関	サイバー基準（政府サイバーセンター指針）、施設アクセス制御	National Security Guidelines for Research Partnerships でリスク緩和策を契約に反映	「as open as possible, as secure as necessary」原則で公開と保護を両立	研究サービス部局による研修、リスク評価票に基づく教育的対話
豪	DSGL 対象技術、越境データ、研究成果	大学 (UFIT 体制)、政府 (Defence/DFAT /ACSC)	ACSC Essential Requirements 準拠、サイバー成熟度評価、物理入退室管理	UFIT ガイドラインで契約・規程に知財保護条項を盛込む	外国干渉と正当な影響を区別、比例性原則を重視	UFIT に基づく大学内研修、研究者向けサイバー安全講座
EU	デュアルユース研究、個人データ、研究成果	欧州委員会、加盟国当局、大学	EU Cybersecurity Act、ENISA 基準、施設・データ分類	Horizon Europe プロジェクトの性質に応じて「Open but not Vulnerable」の理念に基づきオープンサイエンスとセキュリティを調整	LERU 提言による研究コミュニケーション研修、各國での研究公正教育に統合	

参考文献

- [White House, NSPM-33 Implementation Guidance, 2022](#)
- [NIH, Foreign Interference: Notices, Statements and Reports 2018 年書簡, 2019 年通知](#)
- [NIH Director Letter to Grantees on Foreign Influence, 2018](#)
- [UK National Protective Security Authority \(NPSA\), Trusted Research: Guidance for Academia, 2024 改訂版](#)
- [UK Cabinet Office, National Security and Investment Act: Guidance for the higher education and research-intensive sectors, 2022](#)
- [UKRI × UUK × NPSA, Managing risks in international research and innovation, 2022](#)
- [UKRI, Due Diligence Guidance for Research Organisations, 2022](#)
- [Government of Canada, National Security Guidelines for Research Partnerships, 2024](#)
- [Government of Canada, NSGRP Risk Assessment Form](#)
- [Australia Department of Education, Guidelines to Counter Foreign Interference in the Australian University Sector 2019/2021 改訂版](#)
- [European Commission, Horizon Europe Programme Guide, 2022](#)
- [European Commission, Horizon Europe Model Grant Agreement, 2021](#)